

# 請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 青森県\_\_\_\_\_

令和6年10月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

七戸町選挙管理委員会委員長 殿

## 備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。